

(別紙)

## 1 全体的事項

- (1) 本事業の計画地は、市民が利用できる里山的な環境を有し、二酸化炭素の吸収源である広大な森林や豊かな水資源は、本市にとって非常に重要な価値を持つものであることから、本事業の実施の際には、改変区域を最小限に抑えるなど、可能な限り自然環境の保全に努めること。
- (2) 全体計画（第1期～第3期）を対象として宮城県環境影響評価要綱に基づく環境影響評価が過去に行われていることから、事後調査を含めた結果を基に調査や予測の手法の妥当性を検証するなど、過去の調査データを本事業の環境影響評価に十分に活用すること。

## 2 個別的事項

### (大気環境)

- (1) 交通量の予測を行う上で、墓園の利用者数を想定する際には、現在の墓園の利用者数の計測結果に基づき供用後の利用者数を予測するなど、より実態に即した手法で行うこと。
- (2) 工事による騒音及び振動の影響を予測するための現地調査は、一年のうちで工事による騒音及び振動が最大となる時期と同じ時期に行うこと。
- (3) 騒音の予測を行う際には、最新の予測モデル式（ASJ CN-Model 2007）を使用すること。

### (植物及び動物)

- (4) 過去に行われた詳細な植物調査、希少植物等の移植、ビオトープの整備、森林の管理等により得られたデータを有効活用し、調査の対象・時期・地点の絞込みや改変予定区域での調査の重点化を行うなど、より効率的・効果的な調査を行うこと。
- (5) 植物及び動物への影響の評価を行う際、整合を図るべき環境保全等の目標又は基準については、選定の経緯や根拠を明らかにした上で、明確に設定すること。
- (6) 植物の植生調査については、早春期にも実施すること。
- (7) サクラソウのように、同一種であっても異なる花を咲かせるなど個体群によって性質が異なる特殊な植物の調査は、特性の違いが確認できる適切な時期に行うこと。

(温室効果ガス等)

(8) 樹林の伐採による二酸化炭素の吸収量の変化について、可能な限り調査、予測及び評価を行うこと。

(9) 二酸化炭素の排出量については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)を使用するなど、使用する資材の種類や輸送距離等を考慮した上で、可能な限り調査、予測及び評価を行うこと。

(その他)

(10) 墓園としての施設の性格上、事業地内においても静閑さが求められることから、事業地内における供用後の騒音についても、予測することが望ましい。

(11) 汚水の処理計画は、利用者の季節的変動を考慮して検討することが望ましい。

(12) 法面緑化や植栽に使用する植物については、当該地域の植物個体群への遺伝子汚染の発生を極力避けるため、可能な限り郷土種、とりわけ近隣地域に由来した種や個体を使用することが望ましい。